

2025年11月13日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地
株式会社十六フィナンシャルグループ
代表取締役社長 池田直樹

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2025年11月13日開催の当社取締役会において、第5期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき100円
(普通配当100円)

2. 効力発生日ならびに支払開始日 2025年12月1日(月)

以上

中間配当金のお支払いにつきまして

- 全ての株主さまへ「第5期中間配当金計算書」を11月28日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。
- 口座振込をご指定の株主さまには、12月1日付にてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
- 口座振込のご指定のない株主さまには、「第5期中間配当金領収証」を11月28日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。